



# 経理の窓 2・3月号

平成23年3月20日号

まもなく4月新年度を迎えますが、例年に比べて寒さの厳しい毎日です。  
お変わりありませんか？

2月の税務	法人 : 12月決算法人の確定申告と納税 地方税 : 固定資産税と都市計画税の第4期分の納付 個人 : 贈与税、所得税の確定申告（2月16日から）
3月の税務	法人 : 1月決算法人の確定申告と納税 個人 : 贈与税、所得税の確定申告（3月15日まで） 消費税の確定申告と納付（3月31日まで）

## 〈健康保険・介護保険・雇用保険の料率改定〉

平成24年3月分以降の健康保険料率、介護保険料率、特定保険料率が改定されました。  
4月1日より雇用保険料率、労災保険料率が改定されます。  
4月支給の給与（賞与）から、新しい料率で保険料の徴収を行います。  
給与計算ソフトの料率変更が必要になります。給与計算のソフトを使用しない場合は、  
平成24年3月からの健康保険料厚生年金保険料月額表より、保険料額を求めます。  
平成24年度の雇用保険料率は、前年度より引き下げられました。

（平成24年度 雇用保険料率表）

	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000

